

# 「いじめ防止委員会」の設置について

宝塚市立小浜小学校

平成25年(2013年)6月28日に「いじめ防止対策推進法」が公布され、その第22条において、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のために組織を置くものとする」と定められています。

そこで、下記のとおり小浜小学校にも「いじめ防止委員会」を設置し、いじめの未然防止、早期解決に向けて、組織的・積極的に対応していきます。

## 1 名称

「いじめ防止委員会」

## 2 目的

校内にいじめ防止等に係る委員会を設置し、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

## 3 構成員

校長・教頭・生徒指導教諭・児童支援教諭・各学年担当教諭・養護教諭  
(SSW/SC)

## 4 取組内容

- ①いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ②いじめの状況把握及び分析
- ③いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- ⑤いじめを行った児童に対する指導
- ⑥いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧その他いじめの防止に係ること

## 5 相談窓口

お子様や小浜小学校の児童のことで、いじめに関わりご心配なことがありましたら、ぜひ学級担任またはその他の教職員までご相談ください。

電話 (0797) 87-0296 宝塚市立小浜小学校